

改 正 後	改 正 前
中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） この明細書は、青色申告者である中小企業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第3項、第4項及び第5項に規定する中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。 (2) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (3) 「⑦」欄には、措法第10条の3第1項第1号、第2号又は第3号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額を記載し、同項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に$\frac{75}{100}$を乗じて計算した金額を記載します。 (4) 「⑨」欄に、厝に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。 (5) 「⑩」欄には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (6) 「⑫」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあつては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 (7) 「⑬」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 (8) 「⑮」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 (9) 「㉔」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑰－㉓」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「㉔－㉕」の金額を記載します。 (10) 「㉖」欄には、その年の前年に指定事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた特定機械等をその年に指定事業の用に供しなくなった場合に、措法第10条の3第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記記載します。 (11) 「特定機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条の3、平成15年改正前の措法第10条の6、平成14年改正前の措法第10条の7	中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書（本表） この明細書は、青色申告者である中小企業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第3項、第4項及び第5項に規定する中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、中小企業者が機械等を取得した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。 (2) 「⑥」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (3) 「⑦」欄には、措法第10条の3第1項第1号又は第2号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額を記載し、同項第3号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に$\frac{75}{100}$を乗じて計算した金額を記載します。 (4) 「⑨」欄に、厝に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。 (5) 「⑩」欄には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 (6) 「⑫」欄には、損益通算や雑損失・純損失の繰越控除をする前の本年分の利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、総合譲渡所得の金額（長期譲渡所得にあつては、2分の1後の金額）、一時所得の金額（2分の1後の金額）又は雑所得の金額（これらの所得のうち赤字のものは除きます。）の合計額を記載します。 (7) 「⑬」欄には、本年分の確定申告書に記載した営業等所得の金額及び農業所得の金額の合計額（これらの所得のうち赤字のものがあるときは通算後の金額）を記載します。 (8) 「⑮」欄には、本年分の総所得金額に係る所得税額を記載しますが、配当控除がある場合には、これを控除した後の金額を記載します。 (9) 「㉔」欄には、リース分の特別控除額がない場合には「⑰－㉓」の金額を記載し、リース分の特別控除額がある場合には「㉔－㉕」の金額を記載します。 (10) 「㉖」欄には、その年の前年に指定事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた特定機械等をその年に指定事業の用に供しなくなった場合に、措法第10条の3第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を、付表により計算した上記記載します。 (11) 「特定機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条の3、平成15年改正前の措法第10条の6、平成14年改正前の措法第10条の7